

第 25 号議案

足立区障がい者通所支援施設条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者通所支援施設条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区障がい者通所支援施設（以下「支援施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、障がい者の社会参加及び自立を促進し、もって障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 支援施設の種類、名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第 3 条 支援施設の定員は、区長が別に定める。

(事業)

第 4 条 支援施設は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事業を行う。

- (1) 生活介護事業所 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 6 項に規定する生活介護
- (2) 就労移行支援事業所 自立支援法第 5 条第 1 4 項に規定する就労移行支援
- (3) 就労継続支援事業所 自立支援法第 5 条第 1 5 項に規定する就労継続支援
- (4) 地域活動支援センター 自立支援法第 5 条第 2 1 項に規定する地域活動支援センターの行う事業

2 支援施設は、前項各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業を行う。

(休業日)

第5条 支援施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、第12条第1項の規定により支援施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日まで

(利用者の範囲)

第6条 支援施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第4条第1項第1号に規定する事業

ア 自立支援法第29条第1項に規定する介護給付費の支給決定を受けた者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による措置を受けた者

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定による措置を受けた者

(2) 第4条第1項第2号及び第3号に規定する事業

ア 自立支援法第29条第1項に規定する訓練給付費の支給決定を受けた者

イ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定による措置を受けた者

ウ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置を

受けた者

- (3) 第4条第1項第4号に規定する事業 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的障がい者であつて、区内に住所を有し、かつ区長が別に定める基準に該当するもの

(利用手続等)

第7条 支援施設を利用しようとする者（前条第1号イ及びウ並びに第2号イ及びウに規定する者を除く。）又はその保護者（配偶者、親権を行う者又は後見人等で、前条に規定する者を現に保護するものをいう。）は、規則で定める手続により申請し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 利用者（支援施設の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達しているとき。
- (2) 感染症にかかっている者であるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が支援施設の管理上支障があると認めたととき。

(利用料金)

第8条 利用者（第6条第1号イ及びウ並びに第2号イ及びウに規定する者を除く。）は、次に掲げる額を利用料金として納付しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業の利用者にあつては、自立支援法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 第4条第1項第4号の事業の利用者にあつては、区長の承認を得て指定管理者が定める額
- (3) 前2号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他

の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

(1) 利用者が第7条第2項第2号又は第3号に該当すると認めたとき。

(2) 災害その他の事故により、支援施設の利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、施設の利用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除するこ

とができる。

(指定管理者による管理)

第12条 支援施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により支援施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第14条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成17年足立区条例第47号）第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する事業

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が支援施設の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び支援施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、支援施設を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、支援施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(足立区知的障害者援護施設条例及び足立区身体障害者更生援護施設条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 足立区知的障害者援護施設条例（平成14年足立区条例第47号）

(2) 足立区身体障害者更生援護施設条例（平成14年足立区条例第49号）

別表(第2条関係)

種類		名称	位置
生活 活 介	生活訓練型	足立区綾瀬福祉園	東京都足立区東綾瀬一丁目2番2号
		足立区神明福祉園	東京都足立区神明南二丁目6番18号

護 事 業 所		足立区谷在家福祉園	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
	作業訓練型	足立区神明福祉作業所	東京都足立区神明南二丁目6番18号
		足立区谷在家福祉作業所	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
就労移行支援事業所		足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目44番3号
就労継続支援B型事業所		足立区神明福祉作業所	東京都足立区神明南二丁目6番18号
		足立区谷在家福祉作業所	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
		足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目44番3号
地域活動支援センター		足立区神明デイサービスセンター	東京都足立区神明南二丁目6番18号
		足立区谷在家デイサービスセンター	東京都足立区谷在家三丁目13番1号

(提案理由)

障害者自立支援法に規定する事業及び施設へ移行する必要があるので、この条例案を提出いたします。